

みんなで ともに 乗り越えよう

「あつまっぺ交流館」が移転

「あつまっぺ交流館」(福島市)が下記の住所へ移転します。4月1日(木)から利用できます。

■移転先

〒960-8141 福島市渡利舟場2-1
(旧東邦銀行渡利支店)

※最寄りのバス停留所は「福島南高校」または「渡利舟場」になります。

■開館日時

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)
8時30分～17時



☎ 福島出張所 TEL 024(535)0750

浪江町議会議員一般選挙 立候補予定者説明会

浪江町議会議員一般選挙(4月18日(日)執行予定)の立候補予定者説明会を、下記のとおり開催します。立候補予定者が参加できない場合は、代理者の参加も可能です。なお、公職選挙法改正(令和2年12月12日施行)により、選挙公営制度および供託金制度が適用となります。

■日時 3月6日(土) 10時～

■場所 浪江町役場本庁舎3階 301会議室

参加者の皆さんへ

- 立候補届出用紙などを当日配布します。
- 「新型コロナウイルス感染症」対策のため、立候補予定者1人につき2人までの参加にご協力ください。
- マスクやフェイスシールドを着用するなど、感染症対策を行ってください。
- 広報なみえ2月号で会場を「2階 大会議室」とお知らせしましたが、「3階 301会議室」に変更となりました。

☎ 浪江町選挙管理委員会事務局(総務課行政係内)
TEL 0240(34)0235

浪江町を復興していくためには、町民の生活再建・健康管理、インフラの復旧、将来に向けたまちづくり、きずなの維持、賠償問題など多くの課題があります。

その中で、町が行っている取組についてお知らせします。

浪江町復興計画【第三次】 策定委員会の答申を受けました

1月26日、町は、浪江町復興計画【第三次】策定委員会(委員長:川崎興太氏(福島大学准教授))から、浪江町復興計画【第三次】(案)の策定について答申を受理しました。

この策定委員会は、町民や有識者など15人で構成され、これまでに計4回開催されました。

また答申と併せて受理した、町の今後の取組についての主な意見は次のとおりです。



町の復興をさらに推進するために

- 本計画は「夢と希望があふれ 住んでいたいまち 住んでみたいまち」の実現を目指し、町内に住む住民が将来にわたって快適で安心して住み続けられるまちの礎を築くとともに、避難されている町民の生活再建を支援しつつ、帰還困難区域の再生や魅力あるまちづくりをはじめ、将来を見据えた課題解決に果敢に挑戦することにより、町内居住人口の増加を促し、持続可能なまちとなるよう努力すること。
- 本計画の推進にあたっては、社会情勢の変化や町民ニーズを的確に把握し、適切な施策の評価・検証を行うとともに、必要に応じて計画の見直しを図ること。
- 町民に対し、本計画の趣旨と内容を周知するとともに、その進捗について分かりやすく情報提供するよう努力すること。
- 本計画の円滑かつ適切な推進を図るため、町民をはじめ国、県、関係団体等、多様な主体と協働して施策を推進されるよう努力すること。

なお今後、町では、受理した答申を踏まえ、浪江町復興計画【第三次】を取りまとめ、「議会審議」など完成に向けて必要な手続を経た上で、4月中に町民の皆さんにお届けする予定です。

☎ 企画財政課企画調整係 TEL 0240(34)0240

町内で営業を開始しました

株式会社 一路

浪江町に来たばかりの企業ですが、町の復興とともに地域の皆さんと一緒に、より一層発展していきたいと思っています。皆さんのご協力よろしくお願いいたします。

一般土木資材の取扱いや施工に加え、「倉庫業」を開業しました。ご利用の際は、お問合せいただければ幸いです。

代表取締役 小坂橋 研
〒979-1502 浪江町大字藤橋字亀下63-15
TEL 0240(23)4434



小坂橋代表取締役(右から2人目)

「株式会社 一路」について
詳しくはこちら



☎ 産業振興課産業創出係 TEL 0240(34)0248

ここからは広告です。

「南相馬出張所」が閉鎖

南相馬出張所は、町の組織改編に伴い、3月31日(水)で閉鎖することになりました。南相馬市周辺に避難している町民の皆さんにはご不便をおかけしますが、今後は本庁舎をご利用ください。

なお3月31日は、引越し作業により閉庁となるため、出張所の業務は30日(火)に終了します。

☎ 南相馬出張所 TEL 0244(23)1112

ここからは広告です。

農業委員会だより

《農業委員・農地利用最適化推進委員を募集》

浪江町農業委員会では、現職の農業委員および農地利用最適化推進委員の任期が7月7日(水)に満了となるため、次のとおり募集します。

	農 業 委 員	農地利用最適化推進委員
定 数	12人	18人 ※担当地区ごとに募集(別表)
主 な 業 務	・農業委員会総会に出席し、農地の権利移動や転用などに関する議案を審議する ・農地利用の最適化のための活動を行う	・担当地区内で農地利用の最適化のために現場活動を行う ・農業委員会総会に出席し意見を述べる
応 募 資 格	・浪江町に住民登録がある人(原則) ・農業に関する識見を有する人	・浪江町に住民登録がある人(原則) ・農地などの利用の最適化に熱意と識見を有する人
任 命・委 嘱	町長が議会の同意を得て任命	農業委員会が委嘱
報 酬	20万4,000円(年額)	
任 期	7月8日(水)から令和6年7月7日(日)	
募 集 期 間	4月1日(水)～4月30日(金)(※郵送の場合は必着)	
申 込 方 法	所定の用紙に必要事項を記入の上、直接または郵送で農業委員会事務局に提出。 なお、申込書・募集要項は、農業委員会事務局および各出張所窓口で取り寄せるか、町ホームページからもダウンロードできます。	
留 意 点	・身分はどちらも、町の非常勤の特別職の職員となります。 ・農業委員と農地利用最適化推進委員は同時に申込みできますが、兼任はできません。	

(別表) 農地利用最適化推進委員の担当地区ごとの募集人数

地 区	浪 江	幾世橋	請 戸	大 堀	苧 野	津 島
人 数	2人	3人	2人	3人	5人	3人

《令和3年度標準農業労働賃金を設定》

作業単価は目安ですので、当事者間で話し合ってください。

【労働作業】(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

作 業 名	単 位	作業単価(円)	摘 要
一般作業	1日	7,200	1日8時間 1時間当たり900円(食事なし)

【請負作業】(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

作 業 名	単 位	作業単価(円)	摘 要	
耕 起	ロータリー耕 一番耕	10a	5,000	
	二番耕	10a	4,000	
プラウ耕	10a	7,000	耕うん深度は15cmを基準とする	
機械による畔塗り	1m	40		
植代掻	10a	6,000	2回掻きを基準とする	
機械田植	10a	7,000	側条施肥なしの場合は1,000円減	
機械による畦畔の草刈り	1時間	1,500	自走式の場合は500円増	
トラクターによる草刈り	10a	7,000	畦畔、法面含む	
コンバインによる刈取り	10a	15,000	もみ運搬費については、同地区内1,000円、地区外1,500円を加算	
防 除	動力散布機	10a	800	薬剤は委託者負担
	動力散布機(乗用)	10a	3,800	薬剤は委託者負担
乾燥・調整(色彩選別含む)	30kg	800	飼料用米の場合は700円	
肥料散布	10a	1,500		
堆肥散布	10a	3,000	10aあたり1tを基準とし、積み込み含む	

※消費税抜きの金額です。また、30a以上の圃場整備完了田を基準としています。なお、上記に記載がない作業、未整備田・特殊田については当事者間で調整してください。

問 農業委員会事務局(農林水産課内) Tel 0240(23)5706

内部被ばく検査(仮設津島診療所)が終了

問 仮設津島診療所
Tel 0243(24)1431

町では、仮設津島診療所で内部被ばく検査を実施していますが、受検希望者数が減少していることなどから、3月30日(火)で終了します。今後の内部被ばく検査については、福島県で実施している検査をご利用ください。

なお、検査日程などについて変更になる場合があるので、福島県ホームページ(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/wbc-kensa.html>)などでご確認ください。

■内部被ばく検査(福島県実施)

検 査 場 所	住 所	検査日程(祝日・年末年始を除く)
福島市保健福祉センター	福島市森合町10-1	毎週水・金・土曜日 10時～11時30分 12時30分～15時
郡山市保健所正面入口	郡山市朝日二丁目15-1	毎週金曜日、第1・第3土曜日 10時～11時30分 12時30分～15時
須賀川市保健センター駐車場	須賀川市諏訪町67-1	毎週月曜日、第2・第4土曜日 10時～11時30分 12時30分～15時
白河市表郷保健センター駐車場	白河市表郷金山字長者久保2-5	毎週火曜日、第1・第3土曜日 10時～11時30分 12時30分～15時
会津若松市河東保健センター駐車場	会津若松市河東町郡山字中子山44	毎週水曜日 10時～11時30分 12時30分～15時
あおぞらこども園駐車場	檜葉町大字北田字中満296-1	毎週月・火・水曜日 10時～11時30分 12時30分～15時
浪江町役場駐車場	浪江町大字幾世橋字六反田7-2	毎週金・土曜日 10時～11時30分 12時30分～15時
福島県いわき合同庁舎駐車場	いわき市平字梅本15	毎週水・木曜日、第2・第4土曜日 10時～11時30分 12時30分～15時

令和3年3月で「原発事故」から10年(原子力損害の賠償請求はお済みですか)

「東京電力ホールディングス株式会社から示された金額では納得できない」など、原発事故による損害賠償請求において困っている人を対象に、中立・公平な公的機関「原子力損害賠償紛争解決(ADR)センター」(☎0120(377)155(月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)10時～17時))が無料で仲介します。

《和解事例》 家族との別離に係る慰謝料、自家消費用野菜などの食費や水道光熱費の増加分、農機具に係る財物損害の算定を見直し慰謝料が増額

居住制限区域(浪江町)から避難した申立人らについて、家族との別離を余儀なくされた期間(平成23年5月分、同年9月分から平成27年7月分まで)の「日常生活阻害慰謝料(増額分)」として月額3万円、自家消費用野菜に係る平成23年3月分から平成27年7月分までの「食費増加分」として26万5,000円、平成23年9月分から平成27年7月分までの「水道光熱費増加分」として23万5,000円、農機具に係る財物損害について、取得価額、耐用年数、原発事故時点における経過年数などを考慮して算定した金額から、「直接請求手続」で支払われた金額を控除した234万8,757円が、それぞれ賠償されました。【公表番号1620 令和元年11月27日成立】

《和解事例》 入院中の姉との面会について交通費が増額

帰還困難区域(浪江町)から避難した申立人について、同区域(大熊町)の病院に入院中だった姉が、原発事故に伴い転院したことにより増加した「面会交通費」の増加分について、交通費増加分から東京電力による既払金を控除した残額が賠償されました。【公表番号1622 令和元年12月10日成立】

問 総務課賠償支援係 Tel 0240(34)4638

ここからは広告です。